

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	主教と君主のためのウィリスの戦い：ハワイ王国転覆の宗教的文脈に関する一考察
Author(s)	山本, 貴裕
Citation	史学研究, 301 : 55 - 82
Issue Date	2018-10-12
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055644
Right	
Relation	



主教と君主のためのウイリスの戦い

— ハワイ王国転覆の宗教的文脈に関する一考察 —

山 本 貴 裕

はじめに

一八九〇年一〇月二八日、ハワイ王国最高裁判所は「ハワイ聖公会 (Anglican Church in Hawaii)」のアルフレッド・ウイリス主教 (Bishop Alfred Willis) に対して「職務執行令状 (writ of mandamus)」の発布を決定した。この判決は、ウイリス主教が同教会信託管理人 (Trustees) の要請にもかかわらず、教会敷地内に立つある小屋の移動に関して話し合うための会議の召集を拒んでいる、という信託管理人の訴えを受けて、下されたものであった。この裁判で判事を務めたのは、A・F・ジャッド (A. F. Judd)、L・マッカーリー (L. McCully)、サンフォード・B・ドール (Sanford B. Dole) の三名である²⁾。

この一見些細なことにみえるエピソードには、当時のハワイ王国における白人プロテスタント内の宗教的・政治的勢力

関係の縮図がみられる。まず宗教面に注目すれば、ハワイ聖公会「内」で「アングロカトリック派 (Anglo-Catholic)」のウイリス主教と「福音派 (Evangelical party)」の平信徒が対立していた。ウイリス主教を最高裁判所に訴えた同教会の信託管理人は後者に属していた。両者は「教会統治 (church polity)」において「主教制 (Episcopacy)」を重視する点では一致していたが、その重視の度合いにおいては「高低」の差——前者は「高く」、後者は「低い」——があった。また、ウイリス主教に職務執行令状を発した三人の判事は、ハワイ聖公会「外」の「福音派 (evangelical)」共同体に属していた³⁾。

この時期のハワイ福音派共同体は、かつて「米外国伝道委員会 (American Board of Commissioners for Foreign Missions)」(以下、アメリカンボード) から派遣された宣教師の「息子」や「孫」たちを中心に構成されていた。本稿で福音派「共同体」

という際は、ハワイ聖公会「内」の党派としての福音派ではなく、同教会「外」の、この福音派の集団をさすものとする。

ハワイ聖公会「内」の福音派と同教会「外」の福音派は、主教制を重視するかどうかの違い——前者はそれを重視し、後者は重視しない——はあったものの、教会統治の形式における違いを超えて福音伝道を優先しようとする点では共通点があり、その共通点を介して両者は結びついていた。それとは逆に、ハワイ聖公会のアングロカトリック派の主教、ウイリスは、主教制という特定の教会統治の形式を排他的に守ろうとすることで、教会外の福音派とはもちろん、教会内の福音派とも衝突していた。

次に政治的な面に目を向ければ、ハワイ聖公会のウイリス主教が君主制を「高く」見ていた——聖公会の用語を借りるならば——のに対して、ウイリスに判決を下した三人の判事が所属するハワイの福音派共同体はそれを比較的に「低く」見ていた。一八八七年にハワイ在住白人の秘密結社「ハワイアンリーグ」が民兵組織「ホノルルライフルズ」を抱き込んだうえで、当時の国王、カラークアア (Kalakaua) (在位一八七二年～一八九一年) に、国王の権力を大幅に制限する性格の新憲法(いわゆる「銃剣憲法 (Bayonet Constitution) 」)を強要した際、ハワイ福音派共同体はこの政治的動きを背後から全面的に支持した。この時点では彼らの支持は君主制の「改革」に対するものにとどまっていたが、その後、それは君主制の「転覆」へと向かい、一八九三年の君主制転覆、

一八九四年のハワイ共和国の設立、一八九八年の同共和国のアメリカ合衆国への併合といった一連の動きを後押しすることとなる。⁴⁾

こうした福音派共同体の政治的姿勢に対して、ハワイ聖公会のウイリス主教は一貫して批判的であった。彼はつねに君主側、すなわちカラークアア国王と彼の跡を継いだ彼の妹、リリウオカラニ女王(在位一八九一年～一八九三年)の側に立った。⁵⁾ その一方で、ハワイ聖公会「内」の福音派は、宗教の領域で、主教制を排他的に主張する同教会の主教と、その必要性を認めない同教会「外」の福音派共同体のあいだの微妙な位置におかれたように、政治の領域でも、君主制を護持しようとする同教会の主教と、その「改革」または「転覆」を求める同教会「外」の福音派共同体のあいだの不安定な場所におかれた。

一八九〇年のハワイ最高裁判決の背景には、このようなハワイのプロテスタント間の複雑な宗教的・政治的緊張関係が存在していたのである。これまでもいくつかの先行研究によってハワイ王国におけるアングロカトリック派と福音派(会衆派 (Congregationalist) または「長老派 (Presbyterian) 」または「長老会衆派 (Presbyterian) 」とも呼ばれる) の対立が取り上げられてきたが、そこにおいて扱われてきた時代はトーマス・ステイリー (Thomas Staley) 主教の時代(一八六二年～一八七〇年) にほぼ限定されており、両派の論争がその後のウイリス主教の時代(一八七二年～一九〇二年) にどの

ような展開をみせたのか、という点についてはほとんど考察されてこなかった。だが、ウィリス主教の時代がハワイの政治的激動期と重なっていること、また両派の対立には宗教的次元に加えて政治的な次元もみられることからすれば、ウィリス主教の時代における両派の対立を研究することで、従来は経済的または政治的視点から語られることの多かったハワイ王国転覆について、宗教的な視点から新たな洞察を加えることができるのではないかと考えられる。

さらに言えば、過去の研究によってすでにステイリー時代のアングロカトリック派と福音派の対立が扱われてきたとはいえ、それはもっぱらハワイ聖公会の前身、「ハワイ改革派カトリック教会 (Hawaiian Reformed Catholic Church)」の「内」のアングロカトリック派と、同教会の「外」の福音派の対立としての側面の分析に集中しており、教会「内」の「両派」の対立という側面は十分に掘り下げられてこなかった。だが歴史的にみると、アングロカトリック派も福音派も元来は聖公会の文脈において形成されたものであり、両派の争いも同教会内に起源をもつ。実は、ウィリス主教がかかわった両派間の論争もまた、ハワイ聖公会内にその舞台の中心があった^⑧。このことからして、ハワイ聖公会内の両派の論争はもつと注目されてよい。

このような問題意識から、本稿ではウィリス主教を主人公に据え、彼が一八八〇年代末から一九〇年代初頭にかけて戦ったハワイ聖公会「内外」の福音派との戦いに焦点を合わ

せ、これらの論争の宗教的・政治的意味を吟味し、ハワイ王国転覆の宗教的文脈の一つを浮き彫りにしてみたい。本稿の構成は以下の通りである。第一章ではまず、本稿での考察に登場する三派、すなわちハワイ聖公会内のアングロカトリック派と福音派、および同教会外の福音派の起源と特徴を概観したのち、これら三派の流れをくむ人びとがウィリス主教着任「以前」の一九世紀ハワイ王国においてどのような宗教・政治状況におかれていたかを確認しておきたい。第二章では、ウィリス主教が戦ったハワイ聖公会「内」の論争、とくに一九九〇年秋に裁判沙汰へと発展したそれに焦点を絞り、この教会論争で争われた問題の本質に迫ってみたい。またそのうえで、この宗教論争の政治的含意についても考察を加えてみたい。第三章ではウィリス主教とハワイ聖公会「外」の福音派との論争に視点を移し、この論争の分析を通じて、ハワイ王国末期の宗教・政治的変化の一端を明らかにしてみたい。なお筆者は以前、別のところで、ウィリス主教の前任者（ステイリー主教）とハワイ聖公会内外の福音派の論争について考察したことがあり、本稿での考察はその続編と位置づけることができる。この続編においては、前編では潜在的なかたちでしか確認できなかった、ハワイ王国末期の宗教論争の政治的意味がより明確なかたちで表れる。とりわけ、ハワイ聖公会の「主教」の職とハワイ王国の「君主」の職が同様の論理によって挑戦を受け、同時にその正当性を切り崩されていくさまに注目されたい。

第一章 アングロカトリック派と二つの福音派

本章では、次章以降で詳しく扱う論争に登場する三つの宗教的集団、すなわちハワイ聖公会「内」のアングロカトリック派と福音派、同教会「外」の福音派の起源と特徴を概観したうえで、これら三派に属する人びとがウイリス主教着任前の一九世紀ハワイ王国でどのような宗教的・政治的状况におかれていたのかを整理しておきたい。

ハワイ聖公会内のアングロカトリック派と福音派の特徴は、*ほととと*と同教会の総本山たる「イングリッド教会」(Church of England *または* Anglican Church) において規定されたものである。「アングロカトリック派」とはイングリッド教会にあつて教父の時代および中世の「カトリシズム」との連続性を強調した一派であり、それは、一八三〇年代にはじまった新しいかたちの「高教会派 (High Church)」の運動、すなわち「オックスフォード運動」の、より儀式主義的な第二段階に属している。オックスフォード運動はその名の通り、オックスフォード大学の三人の学監 (dons) —— ジョン・キープル、E・B・ピュージー、J・F・ニューマン —— によつてはじめられた運動であり、小冊子シリーズ *The Tracts for the Times* (一八三三年創刊) を通して世に知られるようになったため、その唱道者たちは「トラクト派 (Tractarian)」とも呼ばれる。オックスフォード運動は教会や聖職、サクラメントを「高く」みる教義を説いた。この運動はアングロカ

トリック主義としての第二段階に入ると、中世または宗教改革後のローマカトリック教会の儀式や象徴の使用を積極的に推進するようになる¹⁾。

他方、ハワイ聖公会内の「福音派」とは一八世紀中葉にイギリスで起こつた「福音リバイバル (Evangelical Revival)」—— 同時期に北米英領植民地で起こつた同様の運動は「大覚醒 (Great Awakening)」として知られる —— の流れをくむ者たちである。福音派は、「回心 (conversion)」体験の重視に代表される最小限の数の信条を共通項として、教派や国の境界線を超えて広がり、世界に「福音 (Gospel)」を宣べ伝える運動を展開していった。福音派史研究の第一人者、マーク・ノルによれば、黎明期の福音主義において「もっとも重要な中心」はイングリッド教会内にあつた。そのことはややもすれば忘れられがちであるが、同教会の聖職者であつたジョージ・ホイットフィールド (George Whitefield) やジョン・ウェスレー (John Wesley) が大西洋兩岸の運動において果たした重要な役割を思い起こしてみれば得心がいく。やがて福音リバイバルの生み出した巨大なエネルギーは国教会 (イングリッド教会) の枠組みからあふれ出て非国教徒 (とりわけメソジスト) の運動としての新たな展開をみせるが、福音リバイバルの影響を受けた、国教会の聖職者のかんりの部分は同教会内にとどまり、そこにおいて「福音派」という党派を形成するに至つた²⁾。

イングリッド教会内の福音派は同教会内の「低教会派 (Low

Church) (教会・聖職・サクラメントの価値を比較的「低く」みる一派) と同一視されがちであるが、一八三三年にトラクト派が現れる以前の段階 (一八世紀末から一九世紀初め) においては、イングランド教会内には国内外の敵を前に「広い意味で高教会的」なコンセンサスが存在しており、福音派はその一部であった。だが、一八二〇年代以降、非国教徒やカトリックの権利を求める改革運動の流れのなかで、イングランド教会がかつての国教会としての安定した地位を切り崩されるにつれ、高教会派のあいだで、政治と一体化した国教会の伝統を批判し、より純粹な信仰のかたちを追求する神学的運動が出現した。それがオックスフォード運動である。またそれに呼応するかのように、福音派のあいだでも同じ理由から逆の方向、すなわち「低」教会的な方向へと信仰を純化していく運動が起こった。これ以降、福音派は低教会派となり、トラクト派やその後継者のアングロカトリック派と対立するようになる。

一九世紀中葉のイングランド教会内で「高低」逆方向に展開したアングロカトリック派と福音派の二つの運動は、アメリカ革命後に同教会から独立したアメリカ版のイングランド教会、すなわち「プロテスタント主教制教会 (Protestant Episcopal Church) (以下、米聖公会) でもほぼ同時に展開した。そして「英米」聖公会内のこれら二派の対立は、ハワイに移住した英米聖公会員を通して、一八六〇年代以降、ハワイの地で再現されることとなった。

だがハワイにおける両派の争いは、聖公会「外」に位置した、もう一つの「福音派」が支配するハワイの汎プロテスタント的共同体との関係によってさらに複雑な様相を呈した。前述のとおり、ノルは一八世紀中葉の初期福音主義の第一の中心がイングランド教会内にあったと指摘したが、それに加えて、「第二の中心」として、イングランド教会「外」の「リバイバルを経験したカルバン派 (revived Calvinists)」からなる国際的ネットワークの存在を指摘し、その例としてイングランドの非国教徒、ウェールズの聖公会員、スコットランドの長老派、ニューイングランドの会衆派、米中部植民地の長老派などをあげている。そのうち最後の二つのグループの流れをくむ者たち、すなわちニューイングランドの会衆派と米中部植民地の長老派を中心として構成された海外伝道推進団体が、のちにハワイに宣教師を派遣することになる組織、すなわちアメリカンボード (一八一〇年設立) であった。

それでは、ハワイにやってきた英米聖公会のアングロカトリック派と福音派、そしてアメリカンボード系の福音派は、一九世紀ハワイ王国においてどのような宗教的・政治的状况におかれていたのであるうか。これら三派のなかでもっとも早い時期にハワイ王国での足場を築いたのが、アメリカンボード系の福音派であった。同派宣教師の第一団は一八二〇年にハワイに到着した。アメリカンボードが彼らに託した使命はハワイアンへのキリスト教化と文明化であったが、やがて彼らはハワイに寄港する捕鯨船の船員たちへのケアの必要性

も感じるようになり、「米船員友の会 (American Seamen's Friend Society)」にホノルルへのチャプレン派遣を要請する。一八三三年に同会から派遣されたチャプレン、ジョン・ディエルがホノルルに到着し、「船員のベテル (Seamen's Bethel)」が設立される。さらに一八三七年、その「ベテル」において、ホノルル在住の外国人のための「オアフベテル教会」が設立される。一八四二年にはディエルの後任としてサミュエル・デイモンが就任し、彼はその後四二年の長きにわたり、ベテルを中心とした精力的な活動を展開していく⁽¹⁷⁾。

その間、ハワイアンのキリスト教化は、とくに一八三〇年代末に起こった「大リバイバル」を境に急速に進み、一八五四年、アメリカンボードはハワイの伝道組織を「海外」伝道から「国内」伝道へと切り替え、「ハワイ福音派協会 (Hawaiian Evangelical Association)」として再編した。アメリカンボードはそうすることで、外国人の支配下にあったハワイアン教会を自律の方向へと導くと同時に、宣教師や彼らの子どもたちがハワイに土着化する道を切り開こうとしたのであった⁽¹⁸⁾。

このような状況の変化のなか、ハワイの「外国人」福音派共同体——本稿で用いる「福音派共同体」という言葉は、厳密に言えば「外国人の」福音派共同体をさす——がオアフベテル教会を中心に発展した。同教会に着任した最初の二人のチャプレンは所属教派の点では「会衆派」であったが、人びとの希望に応じて「イングリッド教会」の祈禱書を用いるこ

とをいとわなかった⁽¹⁹⁾。実はハワイ聖公会は、教派の違いにこだわらない、この福音主義的な教会に通っていた英米聖公会員が、一八六二年一〇月にトーマス・ステイリー主教率いるイングリッド教会宣教師団が到着したのを機に独立・設立したものである。つまり、ハワイ聖公会の母胎は福音派の低教会的な環境のなかにあった⁽²⁰⁾。

だが、ステイリー主教到着後に設立されたハワイの聖公会は、設立当時のその名、「ハワイ改革派カトリック教会」に示されるように、神学的にはイングリッド教会のなかでもアングロカトリック的な部分に位置していた。この教会の招致の先頭に立った当時の国王、カメハメハ四世（在位一八五一年～一八六三年）は、ハワイにアングロカトリック派の原理を導入することによって、一九世紀中葉以降、アメリカンボードを辞してハワイ政府内の要職に就いていた元宣教師（宗教的には福音派、政治的には共和主義者）の政治力を抑制し、君主政を補強しようとしたのである。

ところがカメハメハ四世はステイリー主教到着の約一年後の一八六三年一月三〇日、志半ばにして、二九歳の若さで亡くなった。カメハメハ四世の死後、ハワイの王となった彼の兄、カメハメハ五世（在位一八六三年～一八七二年）は、亡き弟の遺志を継いで、ハワイ改革派カトリック教会を支援した。カメハメハ四世が「聖アンデレの日」に亡くなったことから、カメハメハ五世はハワイ改革派カトリック教会の礼拝用に建てられた「仮設大聖堂 (Pro-Cathedral)」を「聖ア

ンドリユー大聖堂 (St. Andrew's Cathedral) 』と命名した。²¹⁾

トーマス・ステイラー主教の任期は困難の連続であった。

彼は米布のアメリカンボード系福音派から、その政治的動機 (イギリスの利益の推進) や、他のプロテスタントへの礼儀の欠如 (主教制の優越性の主張) などを激しく批判された。また、彼や彼を補佐する聖職者がハワイに持ち込んだアングロカトリック派の礼拝形式は、ハワイ在住の英米聖公会の平信徒に不満を抱かせた。彼らの多くは、主教らが礼拝で色つきの聖餐式祭服や多数のろうそくの灯を用いるのが気に入らなかった。彼らは英米聖公会内の福音派であり、その教義はアメリカンボード系の福音派のそれとほとんど変わらなかった。このような教会内外での戦いに疲れ果てたステイラーは、途中イギリスへの一時帰国をはさんで、一八七〇年初めハワイ改革派カトリック教会に辞表を提出した。²²⁾

このようにハワイ聖公会内のアングロカトリック派と福音派、そして同教会外の福音派は、英米で培われたそれぞれの伝統をハワイの地で忠実に守るなかで、お互いに友好関係または敵対関係へと導かれていた。ハワイの君主たちはそれぞれの派の特徴に通じ、その知識を自らの政治目的 (君主制の維持) のために利用しようとした。だが彼らの後援をえたアングロカトリック派の主教は、教会内外の二つの福音派に行く手を阻まれ、着任からわずか七年あまりで辞職に追い込まれることになった。次の二つの章ではステイラー主教の後を継いだウィリス主教を主人公に据え、彼がハワイの聖公会の

内と外で戦った論争を考察してみよう。

第二章 ウィリス主教対信託管理人

ステイラー辞職の二年半後の一八七二年六月三〇日、もう一人のアングロカトリック派の主教、アルフレッド・ウィリスがホノルルに到着した。彼のもとでハワイ改革派カトリック教会は「ハワイ聖公会」と改名された。²³⁾ 本稿の冒頭で触れた裁判沙汰が起こったのは、ウィリス主教が同教会に着任してから約一八年後のことであった。本章ではまずウィリスがこの一八年間に教会内外でどのような状況におかれていたかを簡単に整理したのち、一八九〇年にハワイ最高裁にもちこまれた教会内の論争に焦点を絞り、この裁判がなにをめぐって争われたのか、またそれが当時の政治的動きとどのような関係にあったかという問題について考えてみたい。この裁判の考察にあたっては、ハワイの世俗新聞と、ウィリス主教が国王をはじめとする政府高官らの要請に応じて出版した小冊子を参照する。

ウィリス主教は着任後すぐにハワイ政治の目まぐるしい変化に直面することになった。ウィリスがハワイ聖公会の主教の座に着いたのは一八七二年七月七日のことであったが、その約五ヶ月後の同年二月一日には、同教会の後援者であったカメハメハ五世が亡くなった。翌一八七三年一月の議会選挙で次期国王に選ばれたルナリロ (在位一八七三年)

一八七四年）は福音派の宣教師が設立したカワイアハオ教会の会員であり、聖公会にはとくに関心がなかった。ルナリ口が即位後わずか一年あまりで亡くなり、再度、議会で国王選挙が行われた際には、故カメハメハ四世の未亡人、エンマ（Emma）の支持者と、カラーカウアの支持者のあいだで深刻な分裂が生じた。当時のハワイでは合衆国との互惠条約の締結が懸案となっており、アメリカ人の大半は「親米派」とみられていたカラーカウアを支持した。その一方で、イギリス人や、ハワイ聖公会内の高教会派に属するハワイアンのもとんどは、「親英派」として知られていたエンマを支持した。

結局、選ばれたのはカラーカウアだった。エンマは信仰に篤い聖公会員（しかもアングロカトリック派）であったが、カラーカウアもまた、エンマほどではないにせよ、同教会とは密接な関係にあった。彼は一八八〇年以降、キリスト教導入以前のハワイアン伝統文化の復興に力を入れるようになったときも、ハワイ聖公会との関係は保った。その一方で、彼はハワイのキリスト教化・文明化を主導してきたハワイ福音派共同体とは対立を深め、一八八七年には共同共同体が支持したクーデターによって銃剣憲法への署名を迫られ、その政治力を削がれることになる。このときハワイ福音派共同体は超教派的な宗教・政治的運動によって「ユニオン」を達成し、カラーカウアが指揮する「異教推進（Heathenizing）派」に對抗しようするのであるが、次章でみるように、このときハワイ聖公会も彼らの運動に巻き込まれたと思われるふしが

ある。

このようにウイリス主教は着任後、ハワイ政治の慌ただしい変化に直面することとなったが、彼をもっとも悩ませたのはハワイ聖公会内の問題であった。ウイリス主教時代のハワイ聖公会は、彼の前任者の時代と同様、高教会的なアングロカトリック派の主教と、低教会的な福音派の平信徒との対立によって引き裂かれ、そのことが同教会の成長を妨げた。教会内の対立は、ウイリス主教着任後まもない一八七〇年代半ばにはすでに顕在化していたが、一八八〇年代に入ると事態はさらに悪化する。

一八八二年にはウイリス主教のイングリッド滞在中に教会の信託管理人らが、大聖堂の聖職者の住居用に建てられた小さな家売却したのに対して、ウイリス主教が、彼らにそれを守る権利はないと抗議した。一八八五年にはウイリス主教と大聖堂建設委員会とのあいだで深刻な意見の対立があり、その結果、大聖堂内に「第二英語会衆」が生まれ、ジョージ・ウォレス（George Wallace）がその牧師を務めることとなった。その翌年にはウイリス主教と大聖堂建設委員会出納係、セオ・デイヴィーズ（Theo Davies）とのあいだで大聖堂の建築費用をめぐる論争が起こった。一八八八年にはウイリス主教がランベス会議への出席のためハワイを留守にしているあいだに、信託管理人たちが大聖堂建設予定の区画の一部をベレタニア通りに面する区画の一部と交換する覚書に署名したのに対して、ウイリス主教が帰国後それを棄却するという事

件が起きた。その翌年も、教会内の紛争が原因で信託管理人の一部が辞職したり、第二英語会衆の牧師ウォレスが辞任したりと、教会内の対立はとどまるところを知らなかった。

このような状況下で一八九〇年の事件が起こった。教会内の紛争はすでにハワイの世俗新聞に報じられるところとなっていたが、ハワイ最高裁に持ち込まれた今回の争いは、それまで以上に大々的に報じられ、さらには当事者の一方をして小冊子の出版に踏み切らせることとなった。教会内の「私的領域」での論争は完全に「公的領域」でのそれへと拡大したのである。

一八九〇年一〇月二十九日、『パシフィック・コマーション・アドバイザー』紙(以下、『アドバイザー』)は第二面の記事で、その前日下されたハワイ最高裁の判決の一部を報じた。それは次のような内容であった。「昨日、最高裁は「ハワイ聖公会信託管理人」という名の団体のメンバー、T・メイ、マーク・P・ロビンソン、H・W・ミスト、ジョージ・S・ハリス、T・R・ウォーカーが、聖公会主教の尊師アルフレッド・ウィリスに対する職務執行令状の発行を求めた件に関して判決を下した」。原告が主教に対して「当団体の会議を召集し、現在、建設中の中国人会衆の教会に近接する「中略」当該敷地の上に立っている、ある建物の除去の適否について検討し、もしそれが適切かつ望ましいと判断されるならば、本件に関しての方針を決めるために、団体の会議を開催してほしい」と書面で要請したところ、主教はそれを拒否し

た。拒否の理由として主教は、「当会議の目的は当団体の職権 (functions) の範囲に含まれない」と主張した。原告がさらに「主教の拒否は法的根拠を欠いており、原告に信託された義務の履行を不当に妨げるものである」と訴えたところ、主教は答弁書を提出し、そのなかで原告の二つの主張、すなわち「団体全体の三分の一から書面での要請を受け取った場合、彼はホルル主教として会議を召集するよう法人設立許可書によって許可または要求されている」、「その拒否は法的根拠を欠き、原告に「中略」信託された義務の履行を不当に妨害するものである」のいずれも否定した。

記事はさらに続く。「そこで最高裁が当団体の設立許可書に照らして被告の反論を検討した結果、以下のような判決に達した。本論争において決定的な問題は、当該団体の三分の一からの書面での要請を受けて会議を召集するという、この公的行為が、当団体の会長 (president) の裁量事項であるかどうかという点にある」。その答えは「全団体の三分の一から書面にて会議召集の要請を受け取ったら、そうするのが当該会長の義務である」という「文言自体のなかに」ある。その文言は「命令的」であり、それを「和らげたり、修飾したりする言葉を伴っていない」。また、「教区会議やイングランド教会の規定も法人設立許可書のこの規定を制限するような権限を彼「主教」に与えていない」。「ボイド対フィルポッツ判決」も「被告の主張する広い権限をイングランドの主教に対して認めていないようである」。以上のことからして、「こ

の状況下で会議を招集するという行為は、羈束 (ministerial) または執行 (executive) 行為であり、裁量 (judicial) 行為ではない。つまり、召集を要請された会議の目的を考慮することは被告の権限でもなければ、当裁判所のそれでもない。記事は最後に、最高裁が被告に当会議の召集を命じる「絶対的 (peremptory)」職務執行令状を發布したと伝えている。

この記事の約二週間後、『ハワイアン・ガゼット』紙に当裁判所の判決の全文が掲載された。それは「ドール判事による裁判所の見解」という見出しではじまり、上の『アドバタイザー』の記事ですでに扱われていた内容に加えて、そこでは扱われていなかった、ウイリスの主張のいくつかの論点とそれに対する裁判所の反論も含んでいる。ウイリスの論点のうち最後のもの——ドール判事はそれを「入念かつ教養のある議論」と呼んだ——こそ、ウイリスが自らの著作のなかで詳述しているものであるが、この判決文では、それはその後「幸運にもハワイの法律の規定によればこれらの点を考慮する必要はない」と切り捨てられ、そのまま「本論争において決定的な問題は」云々の部分 (上の『アドバタイザー』の記事参照) に移っている³³。

このようにハワイ最高裁はウイリスの主張を切り捨て、歴史の闇に葬り去ろうとしたのであるが、実は、この裁判の前に主教自身によって小冊子『ハワイ聖公会の統治原則——某論争の解決のためにその源をたどる』(以下、『統治原則』) が出版されていた。ハワイ聖公会内の論争の意味を深く理解

するためには、この小冊子で詳述された主教の見解を掘り起こしてみる必要がある。よって本章の残りの部分では少し長くなるが、そこで展開された彼の議論の流れを追ってみることにする。

『統治原則』の出版は、ハワイ王国の政府高官——カラウカウア国王以下、内務大臣C・N・スペンサー、国会議長兼枢密院顧問J・S・ウォーカー、同じく枢密院顧問C・P・イアウケア、最高裁判事補佐ヘンリー・スミズ——の要請によって実現したものであった。『統治原則』の前文に掲載された、一八九〇年八月一八日付 (裁判の約二ヶ月前) の彼らの連名による主教宛の書簡では、「ハワイ聖公会の安寧に深い関心をもつ」者としての彼らの立場からウイリスに対して次のような要請がなされている。「教会の規律 (discipline) ・秩序 (order) ・統治 (government) の問題についての相反する見解や、ハワイ聖公会信託管理人委員会の他のメンバーに対する主教の立場についてのある種の見解」が聞かれるいま、主教に対して、これらの問題について自らの見解を述べること、とりわけ「全聖公会における教会統治の原則」およびそれがハワイ王国で「適用される範囲」について明示することを要請する、と。ここにはカラウカウア国王をはじめとする当時のハワイ政府高官らのハワイ聖公会への思い入れや、ウイリス主教への支援の様子をうかがうことができる³⁴。

前文では上の書簡に続いて、ウイリスがカラウカウアに宛てた同年八月三〇日付の返書も掲載された。それは『統治原

則』への導入部分となっており、ここでは以下のような点が述べられている。同書出版の直接の原因となったハワイ聖公会内の「諸問題の原因」は、「一部の信託管理人たちの考え方における、法人設立許可書の目的および本質に関するまったくの誤解」にある。「聖公会の体制 (Constitution) への無知から、私が主教職 (Episcopal office) に属すものとして以下であまりにも多くのことを主張していると思う人びともいるかもしれない」が、「国家において裁判官がみな自分の威厳ではなく、裁判所のそれを保つ義務を負わされのと同じように、教会において主教はみな自分自身ではなく、自分の「職 (office)」を「重んじる (magnify)」義務を負わされている (ローマンへの手紙一章二三節)。以下で述べることは、イングランド教会内の一派の「見解」ではない。そのことは、「いわゆる「トラクト派」の運動の最初の鼓動がはじまる以前の二八二九年、「中略」自称「福音派」に属していた人物によって書かれた」著作にも、キリストが自分の教会を立ち上げるに当たって「二人の使徒を選び、彼らに按手 (ordination) の全権限を委託し、「その職務を「中略」この世の終わりまで (強調は原文、以下同様) 継承していくよう」伝えた、とあることからわかる。ハワイ聖公会をハワイ王国においてカラーカウア国王の「前任者の願いにしたがって設立・維持しようとするならば、それが母たるイングランド教会から引き継いだ体制の根源にある教会統治の原則にしたがってそうすべきである」。本書の目的は、ハワイ王国の聖公会が「そ

の原則にしたがうための完全なる自由の保証を与えられていること、また法人設立許可書によってそれから逸脱しないよう厳格な義務が課せられていることを示すこと」である³⁵⁾。

このような導入部分に続いて、いよいよ『統治原則』の本文がはじまる。ウィリスはその冒頭で、一八六二年一月六日にステイリー主教 (彼の前任者) らに対して付与され、一八七二年一月七日に修正された、ハワイ聖公会の法人設立許可書を引用する。そこには同法人の権限が以下のように規定されている。

当法人は、動産・不動産を単純不動産権などで取得・所有し、その動産・不動産を一般祈祷書、および主教・司祭・執事の任命の形式・方法、および三九箇条において説明されているのと同じイングランド教会の教義 (DOCTRINES) にしたがって、ハワイ王国内の聖公会の設立・維持のために忠実に活用する権限を与えられた。

この引用のあとウィリスはまず、上でみた導入部分でも言及された、当設立許可書がハワイ聖公会に与えた「自由」に注意を喚起する。当法人設立許可書は「聖公会にハワイ王国内での信仰と実践に関する絶対的自由を恒久的に保証している。ハワイ王国の国家はイングランド教会の教義を決定または定義する権利を主張していない」。次にウィリスは同許可書が信託管理人委員会に与えた「責任」を説く。ハワイ王国の「国家は聖公会維持のために彼らに信託された不動産・動

産をただこれらの教義にしたがって活用する責任を負わせている」。ウイリスはこれらの点を確認したうえで、ハワイ聖公会がハワイ王国で土地を取得・所有する権利は、「上で言及された複数の文書において説明されているイングランド教会の教義に対する私たちの忠誠を条件として私たちに与えられているのである」と主張する。彼はまた、同法人設立許可書の発行以来、ハワイ王国の国家がハワイ聖公会に与えられた「自由を侵害しようとしたことはこれまで一度たりともなかった」のに対して、同教会の「成長を阻んできた諸々の問題」は「完全に内側から起こった」ものであると指摘し、「同教会の特権を享受する者の多くがその特権を享受するための前提条件として設立許可書が守るよう要求している教義を理解し守ることができない」と批判する³⁸。

ウイリスはこのように「設立許可書によって生み出された信託 (Trust) の条件と性格」を確認したのち、カラーカウア国王らによって回答を求められた問題の考察にはいって行く。その際、彼は問題を①信託管理人委員会他のメンバーに対する主教の立場、②イングランド教会の教会統治の原則およびそれがハワイ王国で適用される範囲の定義、の二つに分け、②から考察をはじめ、②を先に考察することで、①が理解しやすくなるというのがその理由であった。

まず、信託管理人がしたがるべきイングランド教会の「教義」とは、同教会の「信条 (Articles of Faith)」だけでなく、同教会の信仰を維持するための「制度全体」を意味する。そ

のことは、法人設立許可書がイングランド教会の信仰と礼拝を規定する「一般祈祷書」だけでなく、教会の統治形態や三種の聖職位を規定する「聖職按手式文 (Ordinal)」にも言及していることから明らかである。そして政府高官から回答を求められた第二の問い、すなわち教会統治の原則の定義はまさにこの「聖職按手式文」のうちにこそ求めるべきである。

聖職按手式文の冒頭には、「使徒の時代からキリストの教会には主教と司祭、執事という聖職位が存在した」と書かれている。つまり、「イングランドの教会や国家がこれらの聖職位を創ったのではない。イングランド教会はそれらを、キリスト教史の非常に早い段階でイングランドに移植された普遍的教会 (Church) の本質に属するものとしてみなしている」。したがって、係争中の問題の「完全なる理解に達するためには」イングランド教会の教義の「源」をみななければならない。すなわち、イングランド教会の教義体系は「この世のものではなく」、「神の制度」であり、「天を支配する創造主の意志にしたがって組織ないし統治されているのである」。

ウイリスはこのように第二の問いに答えたのち、第一の問い、すなわち主教と信託管理人との関係についての考察に移っていく。主教は「職権上 (ex officio)」、信託管理人委員会の「会長」であるが、それ以前に考えるべきは、按手によって主教に委任された教会運営に関する「職 (Office)」に「法の上で (de jure)」なにが含まれ、なにが含まれないのかという点である。イングランド教会において主教は「聖職者

(presbyters) および教区全体の助言と合意をえながら、規律をはじめとする教区の諸事について主となって運営にあたり、拒否権をもつ」とされている。ウィリスがここで言わんとしているのは、主教には、単なる世俗の一委員会の「会長」という役割を超えて、教区の諸事運営にあたって拒否権を有する最高責任者としての教会法上の地位があるということであろう。彼はまたこの箇所、彼が主教職について間もない時期に、一八六七年のランベス会議で制定された規約に於いて「教区会議 (Diocesan Synod)」を設置し、当会議において「信託管理人委員会の職務を決定した」という点も確認している。

次にウィリスは当時問題となっていた事例の検討にはいり、そこにおいて信託管理人のおかれている立場を明らかにしていく。信託管理人の「一部」のあいだで争われているこの問題は、要するに「特定の教会関連目的のために信託管理人委員会に「信託」された土地に関する同委員会の権限」をめぐるのであるが、彼らが主張する「権限」とは「イングランド教会の原則にのっとっているのであるか。もしそうでなければ、それは法人設立許可書の規定に違反していることになる」。

ウィリスはこのように問題提起したうえで、カメハメハ四世が「ハワイ改革派カトリック教会会議」(当時の法人名) に与えた一八六三年四月二九日付の「譲渡証書 (Deed)」を引き合いに出し、当該土地が信託管理人に信託された際の「特

定の教会関連目的」が「教会と聖職者の住居」の建設であったことを確認する。彼はこの事実確認によって、この土地に対する信託管理人の権限が譲渡証書の文言によって「すでに」制限されていることを示そうとしたのであるが、彼はその後さらに論を一步進め、仮にそれがすでに制限されていなかったとしても、「イングランド教会の教義によれば、この土地を売ったり、その利用目的を決定したりする信託管理人の権限は、大聖堂の基礎が敷かれた瞬間から制限されている」と主張する。当時、問題となっていた件においても、「主教の合意をえたくて、大聖堂の内陣 (Chancel) の基礎がその区画の東側部分に敷かれ、西側部分には聖職者ための仮住まいが建設された。「中略」そのときこの場所は事実上、神の礼拝のために区別された (set apart) のであり、それは大聖堂が聖別される (consecrated) としき実際そうなるのと同じである。またこの土地に対する信託管理人の義務は「中略」それが譲渡された目的のためにそれを「信託」管理することである」。

ところが信託管理人たちは自らの団体の設立許可書の根底にある諸原則を無視して、教会財産の「信託管理人」としてではなく「所有者」としてふるまった、とウィリスは批判する。彼によれば、仮大聖堂の建物の一部で礼拝し、学校を運営している中国人会衆が、エンマ女王から譲渡された区画に立つる小屋を後退させ、その小屋と現在建設中の中国人教会のあいだに教室をつくってほしいとの要請を信託管理人の

一人に手渡した。だが、「当該土地・建物は教区会議の認可のもと大聖堂当局の管轄下におかれており、信託管理人を拘束する規定によれば彼らに本要請を受け取り、この件に關して発議することはできないはずである」。だから彼は「特定の教会目的のために捧げられた土地や建物の処分に関する要請を考慮することは、信託管理人の職権の範囲内ではない」と返答したという。ウイリスはこのような越権行為（他にも同様の例がいくつかあげられている）に及んだ信託管理人たちについてさらに、彼らは自らに与えられた信託を執行しようと思えば当然したがうべき「イングリッド教会の原則を学ぼうとさえしなかった」と批判を加える。

ウイリスは信託管理人の立場をこのように説明したあと、彼にとつてもっとも重要な問題、すなわち主教職に關する議論へと帰っていく。そこで彼は「信託管理人委員会においては、主教といえどもハワイの法律によつて創造された一信託の会長にすぎず、その間、彼の主教職は一時中断される」という見解を取り上げ、次のように反論する。法人設立許可書によれば、「信託管理人委員は主教または彼の代理人のもとにおかれるべきである」とされており、その文言からしてこの見解は矛盾している。だが彼がそれ以上に強調したかったのは、そもそも主教職の權威は世俗のいかなる職のそれをも凌駕しているという点であった。彼は言う。

主教の職はハワイの法律の関知するところではない。「中略」それはイングリッドの教会や国家によつて創られた

ものではなく、キリストが地上に残した教会の職務 (Ministry) の一部としてイングリッドによつて受け取られ、ハワイ王国に伝えられたものである。法人設立許可書において主教職への言及があるときはいつでも、その職がはじめのとき以来賦与されてきた權利・權力・責任をもつものとして言及されている。誕生から一世紀にも満たない、ある王国が一九世紀に発行した法人設立許可書に、イングリッドがその歴史を通じて原初的なかたちそのままで維持してきた、ある職「主教職」の職務の変更や修正ができることはとても考えられない。

つまりウイリスは、主教職がその古さと神的起源によつてハワイの法律の規定を超越していると主張したのであった。

彼は続いて、主教職を会長職に還元する見方を援護するためにしばしば持ち出される見解——「主教職は靈的なものであるから、土地や収入など教会の俗事に関する固有の權利や責任はもたない」——にも触れ、それについても次のような反論を加える。福音書のはじめには、土地や建物の所有者たちが教会のために自らの土地や建物を売ったとき、その額を「使徒の足元においた」とある。また普遍的教会の原則によれば、主教は教区の諸事の運営にあたって「主要な責任」をもつとされ、それには「教会に属する物 (things) の世話」も含まれる。ゆえに、「主教職には、主教区の靈的統治に關する責任だけでなく、俗事の運営に關するそれも本来備わっており、主教はそれを放棄できない。またそれは世界中のど

こでも、どんな形態の世俗政府のもとでも同じである」。ハワイ王国においても、聖公会の主教が信託管理人委員会の会長の席につくとき、「イングリッド教会によって受け取られ、ハワイ王国に伝えられた、主教職に本来備わるすべての管理機能をもってそこに座るのである」⁽⁴⁾。ウィリスの主教論はこのように締めくくられた。

ウィリスは最後に全世界の聖公会の法的機関、すなわち「教区会議」の重要性を強調する。ハワイ聖公会は「一八六七年のランベス会議で定められ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカなどの国々にまたがる聖公会全体で採択された原則にのっとりて」教区会議を設置し、教会「統治」を行っている。この原則にしたがう限り、「主教にも平信徒にも恣意的行動をとる余地はな」く、「あらゆる法的措置について主教、聖職者、平信徒の合意がえられるはずである」⁽⁵⁾。また「まさにそうした合意によって信託管理人の「職権」が定められた。これらの職権に関する問題は教区会議によって解決されなければならない」。彼はさらに一八七一年のイリノイ州最高裁判決、「チェイス対チェイニー」を引き、次のように主張する。「合衆国では聖公会に関して、裁判所は「教会法を決定する権利はもたず、ゆえにその権利を行使することもない。教会は自らの法を制定したり作成したりすべきである」と定められている。「中略」もしそうであるならば、ハワイ王国においても聖公会の教区会議は教会統治に関して自らの法を解釈することを許されるべきである」。つまり、

ウィリスは、教区会議の権限が、主教職のそれと同様、世俗権力を超越していると言いたかったのである。

ウィリスはこのような教区会議論を述べたのち、最後に、再び上の判決文を引用しつつ、ハワイ聖公会の教会員の身の処し方について以下のように説いて論を閉じる。「ハワイ王国において聖公会は自発的結社 (voluntary association) であり、当結社のすべての会員は、会員である以上、また会員であることに起因する諸利益を完全に享受している以上、その規律を遵守し、教義や礼拝形式にしたがい、その教会法に服すべきである。もし、理性や良心がそれを許さないのであれば、その関係は絶つべきである。自発的結社の会員が自らの関与する団体の議事に満足できないなら、唯一の問題解決方法はそれから脱退することである」⁽⁶⁾。

以上、ウィリス主教が『統治原則』のなかで開陳した教会統治論の詳細をみてきた。ここでは終始「イングリッド教会の教義にしたがって」主教職の範囲と信託管理人のそれが明らかにされていた。その際にはイングリッド教会の教義がイングリッドの教会や国家によって創造されたものではなく、使徒の時代から「普遍的教会」によって受け継がれてきた「神の制度」であるという点が強調されると同時に、その一部としての「主教職」に内在する世俗の国家権力からの「自由」が主張された。こうした考え方からすれば、信託管理人委員会における「主教」の立場は単なる「会長」のそれではなく、「主教職」に本来備わっている聖俗両面のすべての権能を携

えた「主教」のそれであった。他方、信託管理人のおかれた立場は、神の制度や世俗国家の法の「制約」を受ける「受託者」のそれであった。ピーター・ノックルズは「高教会派の政治的態度」について述べたなかで、「オックスフォード運動は、イングランド教会を人間のつくった制度に還元し、国家の物質的・世俗的関心に従属させる、当時流行の概念に対する反エラストウスの(anti-Eristian)見地からの道德的抗議であった」と述べているが、この運動の第二段階(アン・グロカトリック主義)に属するウイリス主教の「主教論」(または「教区会議論」)についても同様のことが言える。

このような「高」教会派のウイリス主教の見解とは対照的に、信託管理人の一部や、彼らに共感するハワイ王国政府の判事らは、普遍的教会の統治原則よりも、ハワイ王国政府が発行した法人設立許可書が定める、信託管理人委員会の「会長」としての義務のほうをより重視した。その意味で彼らは「低」教會的であった。

こうした教会統治をめぐる見解の違いは、政治的な見解の違いと無関係ではなかった。そのことは、「教会統治」の「統治」が英語では「polity」や「government」という語で表される、という単純な事実によってある程度想像がつく。事実、アン・グロカトリック派の「高」教會的原理がカメハメハ四世によってハワイ王国に導入されたのは、共和主義的な傾向の強い「低」教會的な米福音派の元宣教師の政治力を抑制し、君主制を強化するためであった。その原理の効力が、後者の伝統

を代表するハワイ最高裁の三人の判事によって却下されたというこの政治的意味を無視することはできないであろう。ウイリスは『統治原則』の本文の冒頭部分で、ハワイ王国の国家がハワイ聖公会に与えられた「自由を侵害しようとしたことはこれまで一度たりともなかった」と述べたが、一八九〇年の最高裁判決はこの前例を覆すことで、ハワイ王国の世俗権力内で変化が起きていることを示していた。

さて、最高裁判決の約二週間後の一八九〇年十一月一日、職務執行令状が主教に召集を命じた信託管理人委員会の会議がつかいに開催されたが、ウイリス主教は問題の審議を拒否し、最高裁判決への抗議を表明するという展開になり、同会議は十一月一七日にあえなく中断されることとなった。⁽⁴⁶⁾ その約二ヶ月後の一八九一年一月二〇日、ウイリスに出版物による抗弁の機会を与えたカラーカウア国王が渡航先のサンフランシスコで亡くなった。⁽⁴⁸⁾ その翌日、請願者たちは再びハワイ最高裁に対して、主教への職務執行令状の発行を求める動議を提出している(彼らは国王の死をこの時点では知らなかった)。一月二六日、主教はそれに対抗する動議を提出するが、二月一三日、同裁判所はそれを却下する。⁽⁴⁹⁾ その後の経過は、ハワイの新聞の記事にみることができない。

ハワイ王国において主教の最高裁での敗北と、その主教を擁護していた君主の死は、ほぼ同時に起こった。そこには単なる偶然の一致以上の意味を読み取ることができる。というのは、主教職をめぐる論争は君主職のそれをめぐる論争とも

深いレベルでつながっていたからである。次章では、ウィリス主教とハワイ聖公会「外」の福音派共同体のあいだで繰り広げられた論争に視点を移し、そこにおいてより顕著なたちでみられた教会統治論と政治論のつながりを確認してみよう。

第三章 ウィリス主教対『フレンド』

本章ではウィリス主教と、彼の主張を却下した三人の判事が所属していたハワイ聖公会「外」の福音派共同体のあいだで繰り広げられた論争を取り上げ、ハワイ王国末期の宗教・政治的变化を別の角度から眺めてみたい。ここでの考察にあたって参照するのはハワイ福音派の月刊新聞『フレンド』である。同紙は一八四三年にハワイに寄港する捕鯨船の船員のための新聞として出発したが、一九世紀末には「ハワイ諸島の福音派教会の機関紙」となっていた。同紙は福音派の特徴である超教派主義的立場から、あるいは「太平洋でもっとも古くから残る新聞」としての自負から、ハワイのオビニオンリーダーとしての役割を自任していた。とりわけ一八八七年七月以降は、新編集者セレノ・ビショップ (Serenio Bishop) のもとで政治色を鮮明に打ち出し、カラカウア国王の「異教化推進」政策を阻止するための運動を展開していた。ウィリス主教はそんな彼らの前に立ちはだかる「厄介者」であった。したがってウィリス主教と同紙の論争の分析においては、

宗教的次元と政治的次元のつながりに注意する必要がある。『フレンド』がハワイ聖公会内の争いへの関心を本格的に示しはじめるのは、一八八五年八月号からである。それはちょうど同教会内で第二英語会衆結成の動きが表面化していたころであった。同号では、「アルフレッド・ホノルル」(ウィリス主教の筆名)と『聖公会クロニクル (Anglican Church Chronicle)』(一八八三年創刊；以下、ACC)の共同編集者の「少しばかりの違い」が取り上げられた。ACCはハワイ聖公会内の低教会的な平信徒の見解を代弁する雑誌であった。ちなみに、高教会的な主教の見解は、主教自らが出版する『教区雑誌 (Diocesan Magazine)』(一八七二年創刊；以下、DM)を通して発信されていた。⁽⁸³⁾

『フレンド』がこの記事で取り上げた「少しばかりの違い」とは、同年六月と七月にACC紙上で繰り広げられた聖公会の「広さ」をめぐる論争のことをさしていた。記事によれば、ACC共同編集者が聖公会の幅を「かなり広く見せようとした」ところ、「アルフレッド・ホノルル」が投稿してきて、主教は霊的な意味での「卿 (lords)」であると説いたり、聖職者の祭服に「あらゆる形や模様」が認められるべきであると主張したりして、その幅をさらに広げようとしたという。記事は「アルフレッド・ホノルル」のこのような主張を取り上げては批判するのであるが、彼のもう一つの主張、すなわち聖公会は「普遍的教会のなかでもっとも寛容かつ自由また包括的な一部」である、を取り上げた箇所では、その批判の

矛先を「アルフレッド・ホノルル」個人に対してではなく、聖公会全体に向ける。ここでは「ジョン・パニヤンと巡礼父祖 (Pilgrim Fathers)」の話が持ち出され、彼らは「イングラント教会 (聖公会) が非常に寛容だとは思わなかった」との皮肉が述べられた。また、「今日傲然たる態度で『唯一の教会』を自任し、他のすべての教会を『分派 (sects)』扱いし、聖公会以外による叙任の正当性を認めない』ような教会のどこが『もつとも寛容かつ自由』なのかと批判された。

その後の『フレンド』では聖公会関連の話題が取り上げられる際には、ウイリス主教よりもむしろACCが批判的となる。「主教卿 (Bishop-ord)」の見解はわかったが、ACCの見解はどうかをはっきり示すべきである、と迫った同年一〇月号の記事はその一例であった。ACCはハワイ聖公会内の低教会的な部分を代弁する雑誌であったが、いくら低教会的とはいえ、「主教制」の重要性については譲らなかつた。それが『フレンド』の編集者をいらだたせたのである。

一八八七年四月号のACCは『フレンド』の編集者をさらに不快にさせた。ACCの共同編集者が、当時統合の過程にあったホノルルの二つの福音派教会 (フォートストリート教会とベテルユニオン教会) に対して、「解散し、聖公会と一つになる」こと、またその際の「合意の共通基盤」は「主教制」とすることを提案したのがその直接の原因であった。こうした提案に対して『フレンド』の編集者は、「親切な招待」には感謝すると皮肉ったうえで、聖公会は所詮「ローマカト

リック教会」にいたる途上の「中間地点」にすぎない、聖公会とカトリックのどちらが本当の「チャーチ」なのかをはっきりさせるべきである、他の宗教団体は教会ではないとする「チャーチ」から出された統一案は説得力をもたない、などと反論した。そして、自分たちも「統一」を信じるが、主教制は重視しておらず、むしろ「若干の簡素な礼拝儀式」や「祈祷書なしの儀式と主教なしのチャーチ」を信条としているとの見解を示した。⁵⁵⁾

ところが、『フレンド』によるACC批判は一八八七年六月号を境に、突如として姿を消す。同号の冒頭で、翌月以降、編集者がE・C・オーゲルからセレン・ビショップに代わることが発表されたあと、第一面の残りのほとんどすべてを割いて、ACC共同編集者の一人、ジョージ・ウォレス氏の経歴が紹介される。ここではオーゲルがハワイを去るにあたって「ウォレス氏という友人」との「強い友情のきずな」を惜しむ気持ちが表明されている。⁵⁶⁾

折しも、この月の末から翌月の初めにかけて、「宣教師派」主導のクイーターが起こり、カラカウアは国王の権力を制限する「銃剣憲法」への署名を強要されることになった。このとき「宣教師派」を背後から支えていたのがハワイ福音派共同体であった。彼らはこのクイーターを成功させるためにハワイ在住の白人のあいだでの「ユニオン」の形成を急いだ。⁵⁷⁾ このような状況のなかで『フレンド』はハワイ聖公会も自らの勢力圏に取り込もうとし、その結果、ACCに対する

態度を軟化させていたのではないかと推測できる。

その後の『フレンド』では新編集者ビショップのもと、「親」聖公会的な見解が表明されるようになる。一八八八年一〇月号は、同年七月にイギリスのランベス宮殿で世界中の聖公会の主教を集めて開催された会議について報じ、同会議で表明された、禁酒や社会的純潔、結婚の神聖さ、主の日の遵守、社会主義などについての見解は「健全なキリスト教徒としての感情とほぼ一致している」、また神学的にも「キリスト中心」であると好意的に評価した。さらに、同会議では「非主教制教会の兄弟とのキリスト者としてのユニオンを求める偽りのない気持ち」が表明されたとの満足が述べられた。この記事には、彼らがその「遺伝的保守主義」から主教制は教会が教会であるための必要条件であると固執しているとの批判もみられるが、その直後には、だからといって「これらの良き兄弟への私たちの尊敬や同情が弱まることはない」、「こういうことには時間と忍耐が必要である」と付け加えられており、全体的にみると「親」聖公会的な調子が保たれている³⁵。

その一方で、『フレンド』はウィリス主教個人に対しては批判を強めていった。一八八九年三月号は、「聖公会の素晴らしき兄弟」の一部と「非常に敬虔かつ熱心な主教」のあいだの「深刻な対立」について報じた。この記事では、主教という「職」が批判的の的となった。「最近の市民生活では、主教的な前提や恣意的手順がかなり懐疑の目でみられるようになってきた」が、「教会生活においても同じ傾向は避けられ

ない。「知性や人格(character)の成長がみられる共同体では、国家や教会における一人の人間による統制はだんだん必要なくなってくる」ため、「どんな役人(functionary)でも名目上を有する権威を実際に行使する際には、この明白な事実への適応を迫られる」。『フレンド』編集者はこのような主教職批判のあとで、「君主(monarch)」の例にも言及し、君主もまた「名目上の存在となることに満足しないなら、その職とともに舞台から消え去ることになるだろう」、「野蛮な社会状況では有用かつ不可欠であった職も、キリスト教文明の発展とともに無用かつ実行不可能となる」と主張した。「主教」と「君主」を同じ類の「職」として位置づけ、ともに時代の変化のなかで「名目上の」存在になることを運命づけられた過去の遺物として扱う、その見解には、国王の権限を制限する性格の銃剣憲法を支持した『フレンド』の政治的態度が反映されている。

この議論は翌月号にも引き継がれた。翌月号では、ウィリス主教が前月の記事の内容に抗議して同紙の編集者に送った、三月二日付の書簡が全掲載された。ウィリス主教はそのなかで、前月号では「君主と主教の双方を古いがらくたの山に追いやるだけでは飽き足らず「中略」知性や品性の成長がみられる共同体では、国家や教会における一人の人間による統制はだんだん必要なくなってくる」との独断が述べられたと批判した。そしてその反証として、船、警察裁判所、学校、台所、ホテル、鉄道などでの一人の人間による統制の例

をあげ、「共同体間の活動が増加し、商業的・社会的・政治的關係が交錯するにつれ、むしろあらゆる分野において一人の人間による統制がますます必要とされるようである」と反論した。

さらに主教は、一人の人間による統制は「独裁的・恣意的行動に対するもつとも確実な安全装置」であると主張し、その根拠として、一人の人間に特定の分野での「最高の権威」が与えられているとはいえ、その人間はなおも「権威のもとにおかれている」のであり、「与えられた権威の行使を恣意的に怠ったり、指定された範囲を逸脱したりした場合には、その責任を問われることになる」と述べた。教会における主教も、自らの管轄内では中心的権威を与えられる一方で、「教会の権威のもとにある一聖職者である」点には変わりない、その職務は「教会法をつくることではなく、それを施行することであり、またそれが遵守されるよう配慮することである」。ウイリスはこのように主教職を弁護した。

ウイリスはこの書簡の最後で「最近、恣意的手順が懐疑の目がみられている」という『フレンド』の見解を取り上げ、「まったく同感だ」と共感を装いつつ、「わずか二年前には秘密の評議会が言論の自由を封じ、だれもが自分の魂を自分のものであると呼べないような状態に追い込まれたが、その恣意的な権力もいまとなっては煙のごとく消え失せたではないか」と指摘する。彼のいう「秘密の評議会」とは、カラークアア国王に銃剣憲法を突きつけた一八八七年のクーデターを

計画・実行した秘密結社「ハワイアンリーグ」のことをさしていた。『フレンド』が同リーグ主導のクーデターを全面的に支持したということを思い起こしてみれば、この発言に込められたウイリス主教の皮肉が理解できる。

主教の書簡での反論のあとには、それに対する『フレンド』のさらなる反論が掲載された。そのなかで同紙編集者は「最近の政治改革をはじめた『秘密の評議会』にあえて触れ、『海外の読者のため』としつつ、当評議会について次のように弁護している。『リーグ「評議会」考案の改革法案のほとんどすべてが現在では、当王国の憲法と法律の一部となつている』、また『リーグに任命された内閣はいまでも現役で、公務の運営を適切にこなしている』。編集者は同リーグの解散理由についても、「独裁政府を制圧し、責任ある政府を打ち立てるといふ仕事を達成したいまとなつては、そのような秘密の評議会による活動の継続は不必要であり、またそれ自身の原理と矛盾することになる」からであると説明した。

こうした「秘密の評議会」の説明に続いて、ウイリス主教への批判が展開される。「この期に及んで主教は、立憲政治の対極にある独裁政治への深い共感の表現を抑えることができない。こうした傾向はこれまでも高位聖職者階級(Pretatical order)の特徴であった」。ある特定の社会状況では「未成年に対する親の管理」が必要とされるように、主教や君主の職が不可欠であるが、「進歩した」社会状況では、これらの職は「慎重に運営される限りにおいて、有用であり続け、かつ

持続できる。『フレンド』編集者はこのように述べた。

この記事の最後には政治と宗教の未来に関する次のような観測が述べられている。英仏米の三大「先進国」は現在「ほぼ純粋な代議政治」のもとにあり、「主要プロテスタント教会の大部分」も「ヒエラルキー的支配」から自由である。このことから、「主がこの線に沿って来たる正義と平和の王国へと世界の上昇・進歩を導かれている」ことは明らかである。ホノルルの聖公会での「現在の不幸な騒動」は、「自由な政府を求め、独裁的なそれに逆らう、先進共同体におけるこの抗しがたき傾向についての有益な教訓」である。

このように『フレンド』とウィリス主教のあいだの論争では宗教と政治が分かちがたく結びついていた。⁶²「主教」と「君主」は同種類の「職」として扱われ、両者ともその評価の「高低」が争点となっていた。ウィリス主教が主教と君主の職を「高く」見積もったのに対して、『フレンド』の編集者はそれらを「低く」見積もった。後者の見解は、主教をハワイ聖公会信託管理人委員会の「会長」として扱う、同教会の信託管理人やハワイ王国最高裁の判事の見解と通底していた。彼らはみな「低教会的な福音派」であった。

『フレンド』とハワイ聖公会内の低教会派との親和性は、その翌年、ウィリス主教と信託管理人の争いが裁判沙汰へと発展したとき、より明確なかたちをとる。一八九〇年九月の『フレンド』は、中国人伝道に従事していたハワイ聖公会聖職者H・H・ゴウエン氏について取り上げ、彼が主教との「深

刻な対立」のためイギリスに一時帰国したと報じている。このときハワイ聖公会では中国人会衆の学校を建設するために大聖堂敷地内のある建物を動かすことについて話し合う会議を開催するか否かをめぐって主教と信託管理人が対立し、裁判沙汰になっていた(二章参照)。ゴウエン氏はまさにその渦中にいたのである。『フレンド』は、聖公会の「平信徒のほとんどは彼『ゴウエン』に共感し、彼を支持している」との見解を示したほか、彼が「青リボンリーグの指導者の一人」であったこと、また「Y M C A 関連の人びとのあいだで大きな影響力を持っていた」ことにも触れている。「青リボンリーグ」とは、福音派が運営する超教派的組織、Y M C A のもとで展開していた禁酒運動団体のことである。ここには、福音派がY M C A を通して、聖公会員の一部をその運動のなかに取り込んでいた様子がうかがえる。⁶³

一八九一年一月号『フレンド』にも、ハワイ聖公会内の分裂に関する記事がみられる。このとき同教会では裁判所の判決を不服とするウィリス主教と信託管理人の攻防が続いていた。この記事で編集者は「この数年、両誌『ACC』と『DM』が伝えてきた、両派間の見解の相違が十分に深刻な段階に達した」、そのことは「世俗の日刊新聞でのやり取りからも明らかである」と指摘した。また「このような論争では私たちの共感自然と大衆側へと傾く」とし、信託管理人や彼らが所属する第二英語会衆(低教会派)への共感を表明した。⁶⁴

ここまでの考察から明らかのように、ハワイ福音派共同体

とハワイ聖公会のあいだには二重の関係があった。前者は後者の高教會的主教と対立する一方で、その低教會的部分に対しては友好的な態度をとった。特定の教派のかたちにこだわることをよしとしない聖公会「外」の福音派が、聖公会に所属しながらも自らの教派のかたちへのこだわりの程度が「低い」一派を支持したのは、当然といえば当然であった。また、ハワイ福音派共同体とハワイ聖公会のウイリス主教との論争では、教會統治論と政治論の密接な関係が浮き彫りになった。

主教の職についての見方の高低はそのまま君主の職についてのそれとつながっていた。イングランドに端を発し、アメリカ合衆国にも飛び火した教會論をめぐる論争が、それとは一見無関係にみえる、一九世紀末のハワイ王国においても再現され、それがその政治的運命に影響を及ぼしていたという事実は驚くべきものがある。

おわりに

本稿では一九世紀末のハワイ聖公会「内」で教會統治をめぐる論争が繰り広げられた、高教會派のウイリス主教と低教會派の平信徒の論争を中心に考察した。同教会内ではじまったこの論争はやがてハワイ最高裁にまで持ち込まれることで、あるいはその判決がハワイの世俗新聞に取り上げられることによって、単なる教会内の宗教論争の次元を超え、公的領域での政治論争へと発展した。この展開を象徴していたのが、ハ

ワイ最高裁の判決文を書き、ハワイ王国転覆劇においても重要な役割を果たしたサンフォード・ドールであった。彼はハワイ聖公会の主教の権限を制限する判決文を書きながら、ハワイ王国の君主のそれを制限し、ついには奪うことになる運動を主導していたのである。

ハワイ最高裁はウイリス主教の高教會派としての「入念かつ教養のある議論」を歴史の闇へと葬り去ろうとしたが、当時のハワイ国王のカラーカウアをはじめとする政府高官らがウイリス主教に自らの見解の出版の機会を与えた結果、彼の『教會統治論』が世に出、後世に残ることになった。同著ではハワイ国家の定めた世俗の法律ではなく、イングランド教會の教義を基準として論が進められた。また、同教會の教義がイングランドの教會や国家によってつくられたものではなく、それらを超越した「唯一かつ神聖な公同教會」に属するものであること、つまり「神の制度」であることが強調された。高教會派の教會論はその「高さ」ゆえに、世俗の政治権力を相対化し、それから自由な立ち位置を与える可能性をもっていた。

本稿ではまたハワイ聖公会「外」の福音派共同体の機関紙『フレンド』紙上において繰り広げられた、同共同体とウイリス主教の論争も考察した。ここでは、ハワイ聖公会「内外」の「福音派」の宗教的親和性が確認されると同時に、「主教の職」をめぐる教會統治の問題が「君主の職」をめぐる政治の問題と深いレベルでつながっているさまが明らかとなっ

た。教会論をめぐるハワイ聖公会内外の論争はまさに一八九三年のハワイ王国転覆の宗教的文脈の一つを形成していった。

ウィリス主教に職務執行令状を発したハワイ最高裁判決の約二年後の一八九三年一月に、ハワイ王国は、ハワイ福音派共同体と密接なつながりのあった宣教師の子孫とアメリカ公使ジョン・ステイヴンズ (John Stevens) らによって、ついに転覆させられることになる。実はその直後から、ハワイ聖公会内の高教会派と低教会派のあいだには、このクーデターへの批判で見解の一致がみられるようになる。一方では、一八八〇年代にハワイ聖公会内でウィリス主教と対立した低教会派のセオ・デイヴィーズが、『フレンド』の編集者セレン・ビショップに対して公開書簡を送り、そのなかで後者が推進するアメリカ合衆国への併合に向けた動きを批判すれば、他方では高教会派のウィリス主教がDM紙上で、アメリカ人宣教師の息子たちがハワイ王国の転覆とアメリカ合衆国によるハワイ諸島の吸収を謀ってきたと非難する、という具合であった。⁽⁴⁾だが時すでに遅く、カメハメハ四世にハワイ王国を守ることを期待されたハワイ聖公会は、内部分裂と、外部の福音派からの内部の福音派への接近によって、その役割を足元から切り崩されていたのである。

註(1)

この訳語は『The Anglican Episcopal Church in Japan』が「日本聖公会」と訳されているのにならった。「聖公会」とは古代の二つの信仰告白(使徒信条、ニカイア信条)にある「聖なる、公同の、教会(Holy, Catholic Church)」からとられた訳語である。「イングリッド教会(Church of England)」「英国国教会」「英国教会」「イングリッド国教会」とも訳される)がその総本山であり、それはもともと「普遍的な教会をイングリッドにおいて体現する教会」を意味する。イングリッド教会が英国の拡張とともに世界各地に広まるにつれ、それぞれの地でイングリッド教会の流れをくむ教会、すなわち「アングリカン・チャーチ・オブ・国名」が設立されるが、漢字文化圏諸国では「某国におけるイングリッド教会」ではなく、某国という地方性をもつ「聖なる公会」として「中華(日本、韓国等)聖公会」という名称を採用することになった。大貫隆他『キリスト教辞典』岩波書店、二〇〇二年、二七—二八頁。

(2) 『The Anglican Bishop, Pacific Commercial Advertiser, Oct. 29, 1890.』

(3) たとえばジャッドは1890年6月に開催されたハワイ福音派協会年次大会で、「ハワイアン」のキリスト教徒としての生活を損じている墮落した慣行を調査するための委員会」の委員長として報告を行っている。Untied, *Friend*, July, 1890. マッカーリーは一八九二年一月にロンドンで開催された会衆派教会国際会議にてハワイ福音派協会代表として出席している。

『Report of our Delegate to the London Council, Friend, Feb. 1892.』
 ヌールはハワイ福音派協会と密接な関係にあったYMCA ホノルルでその創立の年、1870年に初代会長長の職に就くことになる。『President's Address, Friend, May 1891.』

(4) 山本貴裕「一八八七年「革命」前後のハワイ福音派による

宗教・政治的運動——ユニオンを求めて」『中・四国アメリカ研究』八、二〇一七年。

- (5) リリウオカラニは自伝のなかで、一八九五年にクーデター未遂の容疑でイオラニ宮殿に幽閉されたとき、自分は「長老派」教会（ハワイ福音派協会の傘下）の教会員としてさまざまな貢献をしてきたにもかかわらず、同教会の誰一人として自分を訪問してこなかったと批判する。それとは対照的に、ウィリス主教に関しては、「彼はときどき私の家を訪ねてきた。私もその後、彼の教会の陪餐会員として堅信礼を施された。だが彼は私を宮殿に訪れることは許されなかった」と述べている。Liliuokalani (Queen of Hawaii), *Hawaii's Story by Hawaii's Queen, Liliuokalani* (1898; repr. Memphis: General Books LLC, 2012), 63.

- (6) Henry Bond Restarick, *Hawaii 1778-1920 from the Viewpoint of a Bishop: Being the Story of English and American Churchmen in Hawaii with Historical Sidelights* (Honolulu: Paradise of the Pacific, 1924); Ralph S. Kuykendall, "Introduction of the Episcopal Church into the Hawaiian Islands," *Pacific Historical Review* 15 (June 1946); Andrew Forest Muir, "The Church in Hawaii, 1778-1862," *Historical Magazine of the Protestant Episcopal Church* 18 (March 1949); Robert Louis Semes, "Hawai'i's Holy War: English Bishop Staley, American Congregationalists, and the Hawaiian Monarchs, 1860-1870," *Hawaiian Journal of History* 34 (2000); 山本貴裕「ハワイ王国における可視的教会と不可視的教会の衝突——二つの教会論とその文化的含意——」『中・四国アメリカ研究』六、二〇一三年。
- (7) 経済や政治を重視する従来の研究によれば、ハワイ王国の転覆および合衆国への併合は、1875年の米布互恵条約の締結

に端を発し、同条約のもたらす経済的恩恵をより確実なものにしようとしたハワイの白人支配階級（砂糖業プランターや宣教師の子孫など）によってもたらされた、という点が強調されてきた。こうした解釈の代表がカイケンドールによるハワイ通史第三巻である。ハワイ王国最後の二〇年間を扱った第三巻は互恵条約を中心に展開し、それにもなう当時の同国における経済的・政治的問題を主に取り上げる一方で、当初の構想にあった「君主制の社会・文化史の章」は、カイケンドールが同巻執筆中に亡くなったために陽の目を見ることはなかった。Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893, The Kalakaua Dynasty* (Honolulu: University of Hawaii, 1867); v. 小平は経済的要因をとくに重視する。小平直行「米布互恵条約からハワイ「革命」へ」『中・四国アメリカ研究』七、二〇一五年。最近ではハワイアンの歴史家によって、経済・政治的植民地主義の根底に「文化的」植民地主義があることが指摘されてくる。その代表例が Noenoe K. Silva, *Aloha Betrayed: Native Hawaiian Resistance to American Colonialism* (Durham, N.C.: Duke University Press, 2004) である。本稿での考察は白人のキリスト教徒のあいだでの論争を扱うことで、「文化的植民地主義」やそれと密接に関連している経済的・政治的植民地主義の複雑な様相を明らかにすることをその目的の一つとしてくる。

- (8) ウィリス主教の前任者に関しても、シームズが「皮肉なことに」、ステイリーをもっとも悩ませたのは、ハワイの米英聖公会員であり、彼らの多くが低教会派（福音派）の背景をもっていた」と述べている。Semes, "Hawai'i's Holy War," 127.

- (9) ハワイ王国転覆のもう一つの宗教的文脈として、ハワイ福音派と、同派が「異教推進派」と呼んだ勢力の争いをあげる

ことができる。山本「一八八七年「革命」前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動」。

- (10) 山本「ハワイ王国における可視的教会と不可視的教会の衝突」。

- (11) David L. Holmes, "The Anglican Tradition and the Episcopal Church," in *Encyclopedia of the American Religious Experience: Studies of Traditions and Movements*, vol.1, eds. Charles H. Lippy and Peter W. Williams (New York: Charles Scribner's Sons, 1988), 401-403.

- (12) Mark Noll, *The Rise of Evangelicalism: The Age of Edwards, Whitefield and the Wesleys* (Downers Grove, Ill.: InterVarsity Press, 2003), 18-19, 39-42; Grayson Carter, *Anglican Evangelicals: Protestant Successions from the Via Media, c.1800-1850* (New York: Oxford University Press, 2001), 7; 英語圏の宗教史家は、イングランド教会内の党派としての福音派を表す際には大文字の「E」を「より一総称的な(generic)」意味での福音派を表す際には小文字の「e」を用いる。Noll, *The Rise of Evangelicalism*, 18; Diana Hochstedt Butler, *Standing Against the Whirlwind: Evangelical Episcopals in Nineteenth-Century America* (New York: Oxford University Press, 1995), xiii.

- (13) Peter B. Nockles, *The Oxford Movement in Context: Anglican High Churchmanship, 1760-1837* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994), 25-43; イングランド教会内の「高低」二派の存在は、イングランド教会をプロテスタントとカトリックの「中道(via media)」で安定させようとしたエリザベス一世の政策以来、同教会が内包するようになつたものである。「高」教会派はイングランド教会の「カトリック

的」側面を強調し、主教制やサクラムメントの価値を「高く」見積もるのに対して、「低」教会派は同教会の「プロテスタント的」要素を強調し、主教制やサクラムメントの価値を比較的に「低く」見積もる傾向がある。Holmes, "The Anglican Tradition and the Episcopal Church," 391-392.

- (14) Robert Bruce Mullin, *Episcopal Vision/American Reality: High Church Theology and Social Thought in Evangelical America* (New Haven: Yale University Press, 1986); Butler, *Standing Against the Whirlwind*.

- (15) Noll, *The Rise of Evangelicalism*, 127-132.

- (16) Charles I. Foster, *An Errand of Mercy: The Evangelical United Front 1790-1837* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1960), 131-132.

- (17) Ethel M. Damon, "The Seamen's Bethel at Honolulu," *Friend*, June 1933.

- (18) Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1778-1854. Foundation and Transformation* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1938), 113-116, 335-341.

- (19) Muir, "The Church in Hawaii, 1778-1862," 34-37.

- (20) オアフンネル教会はハワイ聖公会以外にも、フォートストリート教会(設立は一八五二年)・メソジスト教会(同一八五七年)・最初の中国人教会(同一八七九年)の母胎となった。ゆえに、一八五〇年からハワイ伝道を開始したモルモン教徒も、オアフンネル教会で礼拝する人々を許された。Damon, "The Seamen's Bethel".

- (21) Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 84-99; Muir, "The Church in Hawaii, 1778-1862," 59-65; Restarick, *Hawaii 1778-1920*, 59-67, 257.

(23) Restarick, *Hawaii 1778-1920*, 68-73, 90, 116-123; Semes, "Hawai'i's Holy War", 山本「ハワイ王国における可視的教会と不可視的教会の衝突」。

(24) Restarick, *Hawaii 1778-1920*, 135-136.

(25) *Ibid.*, 137-145.

(26) カラーカウアはステイリー主教がハワイ到着後に最初に堅信礼を施した人間の一人であり、カメハメハ四世がインゲランド教会の祈祷書をハワイ語に翻訳するのを手伝ったこともあった。また彼はハワイ聖公会の信託管理人も務めており、彼の妻カピオラニは聖アンドリュース大聖堂の教会員であった。レストリックは、カラーカウアが一八八一年の世界旅行後に「異教 (paganism) に逆行」したと指摘する一方で、一八九一年一月二〇日に亡くなる前の日曜日に、滞在先のサンフランシスコのトリニティーチャーチで聖餐式にあずかったことにも触れている。 *Ibid.*, 136-145; シルバは、カラーカウアが一八八〇年代以降、キリスト教伝来以前のハワイにおける伝統文化の復興に努めた点を強調している。 Silva, *Aloha Betrayed*, chapter 3.

(27) 山本「一八八七年革命前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動」。

(28) Restarick, *Hawaii 1778-1920*, 146-167.

(29) 以下では、当時のハワイ王国で発行されていた代表的な英語新聞として『*Daily Bulletin*』 *Hawaiian Gazette* 『*Pacific Commercial Advertiser*』の三つを取り上げる。以下の注ではこれら三つの新聞をそれぞれ DB、HG、PCA と略記する。これらの新聞は一八九〇年の裁判沙汰以前においても、ハワイ聖公会内の対立を報じている。一八八五年の事件は PCA Dec. 10, 1885; DB, Dec. 14, 1885 に、一八八六年の事件は DB, Feb. 2,

1886; PCA, Feb. 25, 1886 を、一八八八〜一八八九年の事件は DB, Feb. 2, March 11, 1889; HG, Feb. 12, May 10, May 14, 1889; PCA, March 7, March 8, May 11, 1889 にそれぞれ関連記事を見ることが出来る。

(30) "The Anglican Bishop," PCA, Oct. 29, 1890.

(31) 判決の全文については William Foster, ed., *Reports of Decisions Rendered by the Supreme Court of the Hawaiian Islands: Criminal, Divorce, Equity, Law, Probate, September 1889 to December 1892. Inclusive. Hawaiian Reports vol. 8* (Honolulu: Hawaiian Gazette, 1893), 178-183 を参照。

(32) イングランドのエクセター大聖堂を訪問した当主教区の主教が、聖壇背後の飾り壁 (reredos) に刻み込まれた像が、像の迷信的乱用を禁ずる教会法に違反しているとして、その撤去を求め、その代わりに十戒の書かれた金属のついたてをおくように命じたのに対して、聖堂参事会がその命令を不服として教会裁判所に訴えた事件。判事フィリモア卿は主教が聖堂参事会に対してそのように命じる権限を有するという点も、この飾り壁が教会法に違反するという点もともに否定する判決を下した。のちにこの判決は枢密院に上訴され、その結果、前者の点に関する判事の判断は覆されている。 Sir Robert Phillimore, *The Principal Ecclesiastical Judgments Delivered in the Court of Arches 1867 to 1875* (Rivingsons: London, 1876), 342-385.

(33) Dole, J., "Opinion of the Court," HG, Nov. 11, 1890.

(34) これらの二つの記事を含めて、当時のハワイの世俗新聞にはこの件に関するウイリス側の見解をみることはほとんどできない。ただし、『*Sustaining Bishop*』 DB, April 2, 1891 は例外的に主教を弁護する内容の投書を掲載している。

- (34) Right Reverend Alfred Willis, D. D., *The Principles of Government of the Anglican Church in Hawaii: Traced to Their Source, for the Settlement of Certain Controverted Questions: to Which Is Added a Review of the Present Position of the Anglican Church in the Kingdom of Hawaii* (Honolulu: Robert Griewe, Steam Book and Job Printer, 1890).
- (35) *Ibid.*, 1-3.
- (36) この考え方は「使徒継承 (apostolic succession)」として知られ、聖公会における主教の權威の正統性の根拠としてしばしば持ち出されるものである。
- (37) *Ibid.*, 4-6.
- (38) *Ibid.*, 7-8.
- (39) *Ibid.*, 9-10.
- (40) *Ibid.*, 11.
- (41) *Ibid.*, 12-17.
- (42) *Ibid.*, 20-22.
- (43) ウィリスのこの見解は、二人委員会が一八八九年四月一日付でウィリス主教に送った訴状の内容を念頭においたものである。当訴状によれば、ハワイ聖公会内の諸問題は「主教が俗事における自発的努力を、その形式が彼自身の判断に完全に一致する場合か、事実上それが彼の命じるままになされる場合を除いて、奨励しつながらないことからきている」となされた。*Ibid.*, 34.
- (44) *Ibid.*, 23-26.
- (45) *Ibid.*, 26-27. 自発的結社における会員の身の処し方に関するウィリスの見解は、一九二〇年代の合衆国の北部長老派教会で吹き荒れた「近代主義者対原理主義者論争」において、後者の代表のメイチェンが前者に対して言ったものと同じである。
- (46) D. G. Hart, *Defending the Faith: J. Gresham Machen and the Crisis of Conservative Protestantism in Modern America* (New Jersey: P&R Publishing Company, 1994), 111-113.
- (47) Nockles, *The Oxford Movement*, 53.
- (48) “Anglican Church Trustees,” PCA, Dec. 22, 1890.
- (49) “Evidences of Katakaua’s Christian Faith,” DB, Feb. 2, 1891. カラカウアの葬儀は二月十五日にウィリス主教と彼の聖職者によつて挙行された。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 475.
- (50) “The Cathedral Case,” PCA, Feb. 14, 1891.
- (51) “The Friend’s Half Century Completed,” *Friend*, Dec. 1892.
- (52) 山本「1887年「革命」前後のハワイ福音派の宗教・政治的運動」, 53-57.
- (53) “A Bit of Difference,” *Friend*, Aug. 1885.
- (54) Restarick, *Hawaii 1778-1920*, 136, 160.
- (55) “Avoiding the Main Question,” *Friend*, Oct. 1885; 『トマンズ』にはほかにも同様の聖公会批判がみられる。“Bishops’ and ‘Elders,’” *Friend*, Nov. 1885; “Differences,” *Friend*, March 1887.
- (56) “Unity,” *Friend*, May 1887.
- (57) “The Rev. Geo. Wallace, B. D.,” *Friend*, June 1887.
- (58) 山本「1887年「革命」前後のハワイ福音派の宗教・政治的運動」, 62.
- (59) “Pan-Anglican Council,” *Friend*, Oct. 1888.
- (60) “Episcopacy,” *Friend*, March 1889.
- (61) “Episcopacy,” *Friend*, April 1889.
- (62) “The Bishop of Honolulu,” *Ibid.*
- 『フレンド』一九九二年四月号には「国教会制度特有の習慣」からくる聖公会の「過ち」を批判する記事もみられる。同記

事によれば、聖公会の聖職者は「悪名高く、恥知らずの忌むべき生活のさなかにある君主を、そのまま聖餐式に迎え入れるという慣習によって、自らの会衆やハワイアン民族全体の道徳観を鈍らせ、腐らせる直接的原因となった」。記事はその例として数年前に「不品行の極致」にあった国王（カラークウア）に主教が聖餐式を施し、「公に祝った」ことをあげてくる。「A Grave Fault of the Anglican Clergy」, *Friend*, April 1892.

(63) “Mr. Gowen’s Chinese Work,” *Friend*, Sep. 1890.

(64) “Report of the Temperance Committee,” *Friend*, May 1890. またハワイ聖公会内の主要な平信徒であり、在布イギリス副領事も務めたことのある大実業家、セオ・デイヴィーズもYMCAと密接にかかわっていた。デイヴィーズはウィリス主教と衝突したのち一八八六年六月に、リヴァプールに居を構えるためにハワイを去っている。「Departure」, *Friend*, June 1886.

(65) 逆に、ある特定の教派内の低教会派は、福音派が提供する超教派的な環境を利用して、自らの教派の利益を推進することができた。同記事はゴウエン氏による聖公会中国人伝道における成功をたたえる一方で、その「手法」については「不愉快な」な部分もあると指摘し、その例として「私たち会衆派の教会によってずいぶん前に設立された中国人伝道のための教会や学校からの攻撃的かつ容赦ない信者獲得」をあげている。また、超教派主義的な環境を提供する「福音派」の側にも同じ微妙な立場をみることができる。それは同記事の筆者が「私たち会衆派の教会（強調は筆者）」という表現をもちいていることからもうかがえる。「Mr. Gowen’s Chinese Work」, *Friend*, Sep. 1890. 教会統治のかたちには「たわらな

「福音派」の宗教性は実は「会衆派」と相性がよかった。会衆派はそれぞれの「会衆」がもっともよいと思うかたちの教会組織を採用すればよい、という考え方に慣れ親しんでいた。

“Editorial Notes,” *Friend*, Aug. 1886.

(66) Untitled, *Friend*, Jan. 1891.

(67) ドールは一八九三年の君主制転覆後に設立された臨時政府と、その翌年に設立されたハワイ共和国でそれぞれ「大統領」を務めたほか、一八九八年にハワイ共和国が合衆国に併合されたあとは、初の準州「知事」になっている。

(68) Theo. H. Davies, “A Reply to an ‘Open Letter to the Rev. S. E. Bishop,’” *Friend*, March 1893; “Some Reply to Mr. Davies,” *Friend*, Oct. 1893; Rev. Sereno E. Bishop, “Are Missionaries’ Sons Tendering to America a Stolen Kingdom?” *Friend*, Jan. 1894; デイヴィーズは、1889年以降イギリスで暮らしたカイウラニ王女（リリウオカラニの跡を継いでハワイ王国の女王になるはずであった）の後見人を務めた。Kykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 477-478, 618-620. デイヴィーズは一八九三年一月まで『フレンド』に自社広告を出していたが、その翌月以降はそれをやめている。

(69) “Bishop Willis on Missionaries,” *Friend*, April 1893.

(広島経済大学)